

第 7 回 100条調査特別委員会

日 時	令和４年１２月２０日（火）				午前 ９時３１分 開会
					午前１０時５０分 閉会
出席委員	委員長	丹 尾 廣 樹		副委員長	帰 山 明 朗
	菅 原 義 信				
	木 村 愛 子				
	奥 村 義 則				
	江 端 一 高				
	林 下 豊 彦				
欠席委員	—				
オブザーバー	議長 石 川 修				
	副議長 佐々木 一弥				
証 人	清 水 良 三				
弁 護 士	井 花 正 伸				
事務局職員	議 会 事 務 局 長 九 島 隆				
	議 会 事 務 局 次 長 熊 野 正 章				
	議 会 事 務 局 参 事 高 橋 藤 憲				
	議 会 事 務 局 次 長 補 佐 宮 澤 泰 徳				

開会 午前9時31分

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまから第7回100条調査特別委員会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、おはようございます。

委員の皆さんは、おそろいで御出席いただきまして、ありがとうございます。今日は非常に雪も降り、お寒い日になりましたけれども、第7回ということで3人目の喚問を行いたいと思いますけれども、皆さんにあっては、どうかいろんな意味において、ここでいろんな尋問、証言を求めるような形で御協力をお願いしたいなと、こんなふうに思うところでございます。

さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。

鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、入室を許可することといたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき入室は認められております。では、傍聴人の入室をお願いします。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、まず証人喚問前の事前協議を行います。

100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申出がありました。

報道機関による録音につきましては、秘密会とする場合を除いて録音可としておりますので、報道機関におけるカメラ撮影についての可否を決議してまいりたいと考えておりますが、本日はこの後、証人喚問がございます。証人喚問につきましては、証人が証言をしやすい環境づくりをすることに心がける必要がございます。事前に協議をさせていただきましたとおり、証人の意見を聞いた上で、可とするか不可とするかを判断してまいります。本日の証人であります清水良三氏に対し、事前に確認いたしましたところ、報道機関によりますカメラなどの撮影につきましては、証言がしづらいので、やめていただきたいとの回答をいただいております。

それでは、採決いたします。

報道機関によるカメラ撮影につきましては、不可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手全員であります。

よって、報道機関によるカメラ撮影については、不可とすることに決しました。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっております

ので、よろしくお願いいたします。

また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じますので、よろしくお願いいたします。

証人の意見を尊重し、報道機関によるカメラ撮影は禁止といたしますので、よろしくお願いいたします。ただし報道機関による録音につきましては、可といたします。

それでは、ここで、証人喚問の進め方について申し上げます。

まず、私のほうから主尋問を行います。その後、各委員から関連尋問を行います。尋問の時間は、運営要領におきまして2時間程度とされておりますことから、各委員からの関連尋問は、10分程度を目安に行っていただきたいと思います。ただし、私からの主審問において予想以上に時間を要した場合は、各委員からの関連尋問の時間を調整させていただくこともありますので、御了承願います。

それでは、証人入室のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前9時37分

再開 午前9時42分

○証人（清水良三君）入室

○委員長（丹尾廣樹君） 再開いたします。

清水良三氏におかれましては、本日はお忙しいところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族に關係があり、またはあつた者、証人の後見人、または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者が職務上知った事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求めた場合は、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の關係にあり、

またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人および報道関係者も含め、全員御起立をお願いいたします。

(全 員 起 立)

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、証人は宣誓の朗読をお願いします。

○証人（清水良三君） 宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和4年12月20日。清水良三。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、証人は宣誓書に署名をお願いいたします。

○証人（清水良三君） 宣誓書に署名

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、皆さんお座りください。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求める範囲を超えないこと、発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなさるようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言をいただき、また、ゆっくりと端的をお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に対し十分に配慮されるよう御注意いただくとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより、清水良三氏から証言を求めます。

最初に私、委員長から主要な事項をお尋ねし、次に各委員から関連事項についての御発言をお願いすることといたします。

では初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは清水良三さんですか。

○証人（清水良三君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 次に、住所、職業、生年月日については事前に記入していただいております確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○証人（清水良三君） はい、間違いありません。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、私からあらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いいたしますが、私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。清水良三氏は、真実を率直に述べていただければ結構です。知らないこと

は知らないと正直に答えていただいていたければ結構です。

それでは、まず最初に、公正取引委員会への告発文についてでございます。

告発文は、森川氏、堀田氏、清水証人が相談の上、作ったものですか。

○証人（清水良三君） あれは、森川さんが公取に出すっちゅうことは聞いていましたけど、僕は出さんでくれと頼みました。

○委員長（丹尾廣樹君） この内容について、事実確認をさせていただきます。

公取に提出されている市長との面談は事実でしょうか。

○証人（清水良三君） もうちょっと今の……。誰との面談ですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 市長との面談は事実でしょうか。

○証人（清水良三君） はい、事実です。

○委員長（丹尾廣樹君） 公取への告発内容には、玉邑議員の呼びかけでとありますが、間違いはないでしょうか。

○証人（清水良三君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 面談は、いつ、どこであったのか、差し支えがなかったら教えてください。

○証人（清水良三君） 選挙が終わって1か月もたたないうちに、玉邑議員から、ごみ焼却場の仕事に参加せんかって言われたので、私は、1回目は、あれは荏原さんの仕事だし私は断りました。ほんでまた1週間ぐらいしたら、議員さんから、市長と一遍会ってくれと言われたんで、料理屋で会いました。

○委員長（丹尾廣樹君） そこに、その面談の場所に、玉邑議員と市長のほかに誰かいましたか。

○証人（清水良三君） 僕とうちの社長がいました。4人がいました。

○委員長（丹尾廣樹君） 面談の席で、市長から神鋼と組んで入札参加の要請があったと、今おっしゃいましたが、これは事実でしょうか。

○証人（清水良三君） はい。頑張ってくれって言われました。

○委員長（丹尾廣樹君） その要請に対し、どのように返事をしましたか。

○証人（清水良三君） 私は、神鋼なんてそこで初めて聞きました。頑張れと言われたんで、安くいい仕事をするから参加してくれと言われたので、私はお受けしました。

○委員長（丹尾廣樹君） 証人が越前町のオタ建設にも協力参加を要請したいと市長に伝えた聞いておりますけれども、間違いはないでしょうか。

○証人（清水良三君） はい、伝えました。

○委員長（丹尾廣樹君） そのことに市長は何か答えましたか。

○証人（清水良三君） それは、僕は直接聞いていませんけど、たしかいいと言いました。

○委員長（丹尾廣樹君） 市長からの要請内容を神鋼のほうに伝えたのは、清水証人ですか。

○証人（清水良三君） 神鋼は僕は初め全然、そんな会社知らなかったんですけど、玉ちゃんに、神鋼が会社へ来ました。初めて、第一、神鋼という会社は僕は知らなかった。

大体、コベルコの機械は知っていましたけど、そこで初めて会いました。

○委員長（丹尾廣樹君） 今は、玉邑議員と神鋼さんと会ったということですか。

○証人（清水良三君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 連れていってもらったということですか。

○証人（清水良三君） 連れて……。

○委員長（丹尾廣樹君） 神鋼のどなたかと、3人で会ったというような形ですか。

○証人（清水良三君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） それは神鋼の誰かは……。

○証人（清水良三君） 堀田さんです。

○委員長（丹尾廣樹君） 堀田さんですか。

○証人（清水良三君） はい。

○委員長（丹尾廣樹君） 神鋼側の反応はどんなもんやったのでしょうか。

○証人（清水良三君） 反応というと。

○委員長（丹尾廣樹君） 反応というのは、よかったとか悪かったとか、待っていたとか。

○証人（清水良三君） もう堀田さんはそのときは知っていて、僕に頑張ってくれって言ったで、どことも組まんと、僕はそんな詳しいこと知らんで、分かったって言いました。

○委員長（丹尾廣樹君） そうすると、その際に、神鋼さんと清水組さんとオタ建設さんが共同体として組むことに神鋼さんは同意したということですか。

○証人（清水良三君） はい、同意しました。

○委員長（丹尾廣樹君） そうすると、その話をまた玉邑議員にも、神鋼さんと清水組さんとオタ建設さんの共同体として入札に参加するというのを玉邑議員にも伝えましたか。

○証人（清水良三君） していました。

○委員長（丹尾廣樹君） それからずっと、玉邑議員が、それから大分たった後になると思うんですけど、昨年秋頃から荏原側に立った行動を始めたように思いますけれども、その点について、玉邑議員に何か理由を尋ねたことはありますか。

○証人（清水良三君） あれは、要求水準が出てから2か月ぐらひは、玉邑議員さんは腹立ったことは間違いありませんわ。そんで、悪かったっちゅうのを、森川さんもいた席で言いました。それから2か月たってから、玉邑議員さんが何か変な動きか何かあったので、今思い出すと、森川専務も腹立って、公取に出したと僕は思います。

○委員長（丹尾廣樹君） そのときに、神鋼から入札を辞退するに至った経緯とか何か説明はありましたでしょうか。

○証人（清水良三君） それは当然来ました。というのは、高エネルギーの売電やらボイラーなんか、そういうなのを、中村副市長と頻繁に営業してて、そのとおりに書かれなかったで、これは負けた勝負やというので、折れんかったで、僕らも残念やったんです。

○委員長（丹尾廣樹君） その後ですけども、清水証人のところにも、市長のほうから、荏原側への下請要請というのがあったのは事実でしょうか。

○証人（清水良三君） ありました。

- 委員長（丹尾廣樹君） 　いつ頃でしょうか。
- 証人（清水良三君） 　いつ頃っちゅうと、日曜日に会ったんですわ。それで、オタさんと森川さんと相談せえっちゅうんで、日曜日。ほんで月曜日の12時までに返事してくれて言ったもんやで、森川さんと呼んで、会社で月曜日、もうそういうことはやっぱり初志貫徹で安いもんというんで参加したんやで、もうそんなことは断ろうって、断りました。
- 委員長（丹尾廣樹君） 　下請要請を断ったというふうに告発文にはございますけれども、そうすると、それが事実だということですね。
- 証人（清水良三君） 　はい。
- 委員長（丹尾廣樹君） 　断った理由というのは、どんな理由でしょうか。
- 証人（清水良三君） 　断ったというのは、J Vやで、自分らだけがそういうことしたらあかんでしょう、こんなもん。僕んところが、うちらが参加せんかったら、そんな上の人にも悪いし、そんなこと今さら人道的にできんでしょう。
- 委員長（丹尾廣樹君） 　断ったときとされる市長との会話を録音されていると、森川氏のほうから聞いておりますけれども、森川氏もその場所にいたということですか。
- 証人（清水良三君） 　当然。相談せえと言うんで、月曜日に相談したので、当然います。森川さん来て、そこで断ったんで。森川さんとも相談せえって市長が言うたもんやで。ほんで、電話して、日曜日の明けか。それで月曜日に来てもらったんです。それで、12時までちゅうんで、11時50分ぐらいかな、一緒に断ったんです。
- 委員長（丹尾廣樹君） 　清水組の本社で、そのことがあったということですか。
- 証人（清水良三君） 　そうです。
- 委員長（丹尾廣樹君） 　そうすると、ちょっとしつこいようですけども、いつ頃あったかというのは全然記憶にないですかね、何月頃かと。
- 証人（清水良三君） 　日曜日というのは覚えているんです。日曜日は、家で集まって、息子らとどうしようかといって。月曜日に返事せえって言ったもんやで。あれは何日かな、11月の……、はっきり覚えていません。
- 委員長（丹尾廣樹君） 　そうしますと、荏原側への下請要請を断った後、市長とか玉邑議員から何か言ってきたことというのはありますか。
- 証人（清水良三君） 　特別にないです。
- 委員長（丹尾廣樹君） 　特にない。
- 証人（清水良三君） 　はい。
- 委員長（丹尾廣樹君） 　それでは、以上で私からの主尋問は終わりといたしたいと思います。
- 次に、関連尋問を各委員からお願いしたいと思います。
- 順番にお願いできますか。
- 副委員長、帰山委員。
- 8番（帰山明朗君） 　大変お忙しいところお疲れさまです。

私からも何点かお伺いさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

私自身は、森川さんが公正取引委員会に提出された文書、この中身自体の正確性であったり、事実確認していくことが今回の一件を事実調査するために重要ではないかと考えておりますので、この点について、まずはお聞かせさせていただきたいと思います。

前回12月の6日に、森川証人にこちらに来ていただいて、この公正取引委員会に出された文書について、お一人で作られたものですかということを確認させていただいたときに、森川さんは、文書をまとめて公正取引委員会に投函したのは私だけけれども、その話を進めるに当たっては清水組の会長さんと、もう一人と3人で決めたんだというお話でありました。

それについては、先ほど事実だというふうに委員長にお答えになっていたと思いますが、もうお一人というのは誰でしたか。3人でというふうに森川証人はおっしゃられたので。

○証人（清水良三君） あれは森川さんが作ったんで、僕らは関知はしていませんよ。封筒で送ってきたのは見たけど、それなりの話は森川さんはもういろんなことは知っていますので、書いたのは森川さんですよ。それは出すっちゃうのは聞いていたけど、僕は出さんでくれって言いましたよ。封筒を見てびっくり、まさか出すと思わなかったし、びっくりしました。封筒で送ってきたんですわ、清水組会長って。

○8番（帰山明朗君） もう一点お伺いいたします。

今、お話ししまして、公正取引委員会に出して、出さないほうが良いというふうに清水証人は思っていたけれども、実際、出されたということでちょっと驚いたというような発言がありましたけれども、この書類については、公正取引委員会に提出しないほうが良いと清水証人が思われた理由というのを教えていただけますか。

○証人（清水良三君） それはちょっと業者のモラルに引かかるので、これはやめたほうが良いって言いましたよ。

○8番（帰山明朗君） もう一点お伺いいたします。

先ほど入札の中で、神鋼さんの考え方について、清水証人のほうが何点かお答えしたときに、神鋼側のほうから聞いたんだというお話も幾つかありましたけれども、この神鋼側というお話を聞いた具体的な相手というのはどなたですか。神鋼の会社の方なのか、もしくは、それに係る別の方なのか、その点について教えていただけますか。

○証人（清水良三君） 神鋼へ、私、大阪に行きましたって。なぜ出なかったっちゃうのは電話ではあかんで。そこで、五、六人いたんです。そこへ行きました。そこで聞きました。その会社の中で。大阪やったかな。

○8番（帰山明朗君） その大阪に行かれたときは、神鋼の、いわゆる神鋼環境ソリューションの大阪の会社に行かれたということですね。

○証人（清水良三君） 行きました。

○8番（帰山明朗君） それで、その社員の方五、六名とお会いになってお話をされたと

いうことですね。

○証人（清水良三君） はい。

○8番（埴山明朗君） それはいつのことか時期は覚えていらっしゃいますか。

○証人（清水良三君） 時期っちゅうと、要求水準が出てから1か月かな……、それは詳しく覚えていませんわ。1か月ぐらいやと思います。

○8番（埴山明朗君） その大阪の神鋼環境ソリューションの会社を訪問されたときは、清水証人お一人で行かれたか。

○証人（清水良三君） それは……。いつというの分かりますわ。あのときに、大阪の局長賞をもらったんや。社長と2人で行って、あの近くに大阪城があるんやね。社長がそこで賞状をもらって、僕は大阪城で待っていて、それから堀田さんが車で迎えに来たんや。その日は分かるわ、局長賞をもらった。それで、社長と一緒に行った。その日もらったのを調べれば分かります。一昨年か、去年か、局長賞をもらった日に汽車で2人で行ったんです。私も大阪のほうに行ったことないので、大阪城の近くに堀田さんが車で迎えに来て、その車でいったんやわ。日にちは分かりますわ、調べたら。その日やで。

○8番（埴山明朗君） 今、堀田さんのお名前が出ましたけれども、前回の森川証人の証言の際にも出てきた名前ですけども、それは、神鋼環境ソリューションの会社ではなくて、アサヒテクノフォートの堀田さんですか。

○証人（清水良三君） そう。

○8番（埴山明朗君） もう一点だけ、最後にお伺いいたします。

市長から、先ほど、電話の際のことについても証人は証言されていましたが、この証言については、反訳された録音テープも提出されています。この電話については、通常あんまり録音したりとかというのは、私ども一般的にはあまりしないんですけれども、まず、これを録音されたのは証人ですか。

○証人（清水良三君） オタさんと森川さんが録音しようっちゅうんで、しました。

○8番（埴山明朗君） 録音しようと思われた理由があったら教えてくださいませんか。

○証人（清水良三君） 理由はようけあるし、それまではちょっと差し控えたいね。なぜしたかは、ちょっと、今、差し控えたいね、それだけは。悪いですけど。

○8番（埴山明朗君） 私からは以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 江端委員。

○2番（江端一高君） 本日はありがとうございます。

私のほうからも幾つか質問をさせていただきます。

今回の入札参加はされていない状況かと思えますけれども、この神鋼環境ソリューションさんがお持ちの技術とメリット等について、市長、副市長、組合の事務局長等に対して、何か直接売り込みのような形で営業活動はされていますでしょうか。

○証人（清水良三君） それはやっていたと思いますよ。やっていたと思いますって、僕はしていないですよ、営業なんて一切できませんし。

○2番（江端一高君） 清水会長はされていないと。

○証人（清水良三君） 僕は一言も営業もせんし、あっちから言うてきた話やで、していません。神鋼のほうは営業していましたよ、そこらじゅうに行って。僕らはそれを聞くだけで、技術的なことは僕分からんので。

○2番（江端一高君） そうしましたら次に、広域衛生施設組合側から、この入札にかかって、事前に要求水準書等を検討するために、アンケート等が全国のメーカーさんに行われているようなんですが、そういったアンケートに答えた記憶はございますか。

○証人（清水良三君） ないです。

○2番（江端一高君） 次に、入札参加に当たって、神鋼環境ソリューション様と共同企業体、JVの契約等はお取り決めされましたでしょうか。

○証人（清水良三君） そんなものはしていません。

○2番（江端一高君） 契約はないということですね。

私からは以上です。ありがとうございました。

○委員長（丹尾廣樹君） 林下委員。

○1番（林下豊彦君） 林下でございます。本日は御苦労さまです。

ちょっとばらばらというようなことになって申し訳ないんですけども、先ほど証言の中で、神鋼さんが辞退したというか、要求水準が出てから腹が立って森川さんが告発されたというようなこととお話しされましたが、その腹が立ったというのは、先ほどの話の中で玉邑議員の話も出ておりましたけれども、玉邑議員が腹を立てていたとおっしゃったのか、森川さんが腹を立てていたとおっしゃったのか、どういう……。

○証人（清水良三君） 腹立ったという言葉がちょっとおかしいか知らんけど、初めは玉邑さんと森川さんらと僕ら酒を飲んで、それで頑張ってくれと言ったのに、後から変な方向へ行っただ、森川さんも少しは——僕らも正直言うて腹は立ちましたよ。腹立ったという言葉が何か変なんかもしらんけどさ。

○1番（林下豊彦君） 変な方向というのは、どのようなことを具体的におっしゃっているんでしょうか。

○証人（清水良三君） これちょっと差し控えてほしいね、悪いですけど。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。

入札を辞退するということがあったわけですけども、この理由については、明確な何かはお聞きになっているんですか。

○証人（清水良三君） それは当然、総合評価方式というのは、自分の会社の特徴を売り込んで営業していきますわな。それを役所が取り入れるか入れんかは分かんねえけど、それが全部否定されたから、誰でもそんな、僕らにしても参加しませんわな、そんなもん。そんなところへ金をかけて。それで参加せんかったんです。神鋼は、初めはやる気満々で、安くして、定価のまだ120億円かね、まだ1割下げて勝負しようかって、内々では言うていたんです。そやけど、神鋼のあれが要求水準に、営業不足で、ほんで断念しようかというので僕らも参加せんようになったんです。

○1番（林下豊彦君） 要求水準が合わなかったということですけども、そのほかに、

今、清水組さん、オタ建設さんが参加するJVの中で、準大手というんか、その上にくるような企業は決定はされていたんですかね。それは御存じですか。

○証人（清水良三君） それは、うちがいつも組んでいる安藤ハザマに頼みました。安藤ハザマって、うちがいつも新幹線やダムで組んでいる中堅ゼネコン、昔から仲良くしている会社へ頼みました。

○1番（林下豊彦君） 頼んで、それはオーケーが出てたということですか。組むことになっていたんですか。

○証人（清水良三君） オーケーまでいかんけど、検討しますって。まだ入札出る前やでさ。

○1番（林下豊彦君） 分かりました。

それでは、私からは以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（丹尾廣樹君） 休憩します。再開は10時30分といたします。

休憩 10時15分

再開 10時30分

○委員長（丹尾廣樹君） 再開します。

木村委員。

○14番（木村愛子君） よろしくをお願いします。

3点ほどお尋ねしたいんですけれども、今ほど、清水証人さんが発言していただきました、選挙が終わり——市長選挙のことですね。令和2年10月の選挙が終わり、1か月たたんくらいでごみ焼却のことで会いたいというのは、佐々木市長のほうから、そういう話があったということですか。

○証人（清水良三君） 玉邑議員さんが、ごみのあれを参加せえって言われたで、僕は1回断ったんですって。それから、玉邑議員が1回市長と会うてくれと言うんで、市長からでなしに、玉邑さんが会うてくれと言ったので、その場で料理屋で会いました。

○14番（木村愛子君） 分かりました。玉邑議員からの連絡だと。

○証人（清水良三君） 2回目も誘いがあつたで、僕らかって選挙は違う人を応援したで、そんなんであうてくれと言ったで、ごみのことで、会いました。

○14番（木村愛子君） ありがとうございます。

それは、両方とも連絡は、玉邑議員を通して清水証人に連絡が入ったということですね。話の内容としては、市長にごみ焼却炉のことで会ってもらえないかと、玉邑議員が。

○証人（清水良三君） はい。玉邑議員さんが。

○14番（木村愛子君） 次の点ですけれども、先ほど御発言があつた中で、高エネルギーの発電能力や売電知識の技術を持っている神鋼と、中村というふう聞こえたんですが、営業をしていたというふうな御発言だったかと……

○証人（清水良三君） 神鋼が。

○14番（木村愛子君） 神鋼さんが。

○証人（清水良三君） 神鋼さんが、副市長らとは行ったり来たりしてやっていました。

○14番（木村愛子君） 中村というのは。

○証人（清水良三君） 副市長。ここの。

○14番（木村愛子君） 副市長のことですか。

証人は、神鋼さんとは全然面識もなかったけれども、この間10月、選挙終わって1か月たったときぐらいから神鋼の名前を聞いたりして……

○証人（清水良三君） いや、違う。その場で神鋼っていうのと組んでくれって頼まれたんですって。僕は、神鋼は全然知らなかったんです、その場では。

○14番（木村愛子君） 中村というのは中村副市長が、既にそういうやり取りをしておられたという……

○証人（清水良三君） 神鋼さんらが中村さんらに営業をかけて行ったり来たりしていたんです。こういうのがある——売り込みは、ほら、営業前やで、要求水準出る前、要求水準出たら営業したらあかんの、その前に営業をかけていたんです。ごみ焼却場のところやら。

○14番（木村愛子君） 中村副市長は選定委員の一人でいらっしゃいましたから、そこらあたりも確認させてもらいました。

もう一つ、最後なんですけれども、公正取引委員会への告発文については、前回証言いただきました玉邑議員の発言によりますと、あくまで全部事実無根だと、うわさにすぎないという発言を何回もされておりました。この告発文は、先ほど、清水会長は、るる、僕は森川さんには出さんといってくれと頼んだけれども、告発文の内容そのものに関しては、真っ当な正しい文章になっていると、事実だというふうに証人は認められる。

○証人（清水良三君） そうです。見て、送ってきたで。それで…あ、しゃべったらあかんのやの。

○14番（木村愛子君） いや、いいんです。

○証人（清水良三君） 玉邑さんは何やの、知らんと……

○14番（木村愛子君） 事実無根だと、書いてあることは全部事実無根だ、うわさにすぎないことで、玉邑証人が発言された内容は、うわさにすぎないと、そういうことでこの100条委員会を立ち上げているなんてという、そういう御発言をされましたので、今一番、私には問題となっておりますその発言を受けて、この告発文というのは本当に事実無根の内容なのか、それから本当にうわさにすぎない内容が文字化されているのかということを確認させていただきました。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 今日はありがとうございます。

9月議会で、施設整備に関して4人の議員が一般質問しました。そして、その中で公正取引委員会に出された内容そのものを市長は、作為的に作られた文章であると、事実無根であるという発言をしました。

先日、12月15日、玉邑議員を証人として喚問がされたんです。そのときも、玉邑議員

は一切ないと否定されました。

今日、清水証人は、事実であったというふうに証言されたんです。

全然、反対の答えが返ってきているんですけども、このことに関して、率直な御意見があれば聞きたいなというふうに思います。

○証人（清水良三君） そやけど、真実の一つやでね。いつか分かるんじゃないですか。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） ありがとうございます。

先ほど、神鋼さん側も、いろいろと提案をされたと、営業に回っていたと。中村副市長の話が出ましたね。中村副市長にも、組合議会の全員協議会の中で、神鋼さんはいろんな提案をしたんだというふうに書いてありますと。どんな提案をしたんですかという、そういう質疑をしたことがあります。そうしたら、提案は一切受けていませんという、そういう返答やったんです。そうしますと、これも食い違うんです。

それともう一つ、私たち組合議員に頂いている資料の中に、施設整備費を積算する上で、最新の熱回収施設実勢価格調査の価格を採用ということで、先ほど証人が言われました高エネルギーというのはこの部分でないかなというふうに思うんですけども、会長はどのように受け止めますか。

○証人（清水良三君） 僕は、そういう技術的なことは分からんのか。そういうことは。そこは神鋼さんに聞いたほうが正しいと思います。

○10番（奥村義則君） 次ですけども、市長からの下請要請のことですけども、下請けの録音テープがありますよね。そして、反訳されたものが、私たちこの委員会の委員は全部見ることができます。その中に、市長と社長さんとの電話のやり取りなんですけれども、こういうふうに書かれているんです。下請けということで、一次下請けになるようにちゅう話をされたと。フクシンさんの一次下請けになるようにというような形で市長のほうから依頼があったと。これは間違いないですか。

○証人（清水良三君） と思います。

○10番（奥村義則君） そうですか。分かりました。

それから、フクシンと田中建設の両社長がオタ建設に訪問しまして、荏原側の下請けに入るよう要請があったということでもありますけども、これに関しては森川氏のほうからお聞きになっていますか。

○証人（清水良三君） はい、なっていました。

○10番（奥村義則君） そうですか。分かりました。

それともう一つ、最後ですけども、宮下前局長は御存じですよ。

○証人（清水良三君） 私は見たこともありません、1回も。名前は聞いたことあるけども、会ったこともありません。

○10番（奥村義則君） そうですか。

実は、今年に入って、3月で定年だったというふうに思いますけども、1月ぐらいに局長が代わっているんです。このことももちろん知らないということですか。このこと

は知らないということですか。

○証人（清水良三君） 代わったことですか。

○10番（奥村義則君） はい。

○証人（清水良三君） それは玉ちゃんらにも聞いているで。僕はあそこに行ったことないもん、ごみ焼却のところへ。

○10番（奥村義則君） 玉邑議員はどのような形で言われていましたか。

○証人（清水良三君） それははっきりは覚えていません。代わったということは聞きました。

○10番（奥村義則君） そうですか。分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 私は1点だけお尋ねしておきたいと。

私の問題意識っていいですか、この100条委員会で明らかにしなければいけないというのは、なぜ荏原という1者だけの入札に終わってしまったのか。もともと、今もお話ありましたように神鋼環境ソリューション、ここが非常に入札の意欲を持っていたと。技術的にも非常に高いものであったと。そういうことで営業もかけていたと。ところが、なぜ、応札、つまり入札に応じることをしなかったのかという、そこが一番やっぱポイントだという具合に思うんです。

先ほどのお話の中で、要求水準書が出てから、神鋼側とすると、入札の意欲というのが随分なくなってしまったと、こういうようなお話だったと思うんですけども、そこがなぜ、その要求水準書でもって、入札の意欲を失うような、そういう内容に変わってしまったのかということなんですけども、その点についてはどういう具合に聞いているか、あるいは清水証人なりに思ったのか、そのあたりはどうでしょうか。

○証人（清水良三君） 聞いているとか、そんなもんは問題じゃないんですわ。私ら土建屋やで、入札に参加するときの要件がば一っと書いてあるんや。いろんな、例えば簡単に言うと、浅水川から九頭竜川から、国交省から仕事出るでしょう。1万立米の実績があるとか、5万立米の実績があるとかね。そうすると、5万立米の実績のあるものは点数が悪いんですわ。いくら安く、取っても、その加点点数で負けるんで、そんなところへ、あほでない限り参加せんのやって。ここで負けてるんやって。それでもう神鋼もやめたんですって。

本当はいいんですよ、高エネルギーの売電も。それが入ってえなかったのよ。それでは参加せんのやって。それが神鋼が降りた理由やが。神鋼は意欲あったんですよ、物すごく。安くするって、頑張ろうって。安い仕事で。どうしても既存のメーカーと勝負しようと思たら安くせなあかんのやで。それでも、もう出ても負けるでせんかっただけだと思いますよ。こんな一般に、僕ら建設業に聞けば分かるけど、もう事前で負けているんですって。負けたけんかはせんのやって、誰も。そういうことです。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） そうすると、事前に——先ほど中村副市長の話も出されましたけれども、その中村副市長に対して神鋼側としても営業をかけていたと。そういう話というか、大体、工事の中身なんかについても、当然、神鋼側としてのプランといたしますか。そういうものについては、いろいろと言っていたと思うんです。それにもかかわらず、要求水準書でもって、そういうものが、プランとして掲げていたり、成立をしていたという中身とは随分変わってしまったということなんでしょうか。

○証人（清水良三君） 変わったっちゃうことは言うてないんですけど、営業は要求水準後にはしたらあかんです。前は、自分のこういうことはいいっちゃうのは誰でも営業すればいいんですけど、した後はあかんのや。自分の営業したことが入ってえんかったんや。それでもう降りたんです、極端な話で言うと。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員。

○20番（菅原義信君） 何となく分かりました。

そうすると、その要求水準書が問題だと、神鋼側にとってはね、そういう発言なんかは神鋼側はされていたんでしょうか。

○証人（清水良三君） それ僕は聞いていました。

○20番（菅原義信君） 聞いていましたか。

○証人（清水良三君） ほんで断念するって。

○20番（菅原義信君） なるほどね、分かりました。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに委員さんから、関連質問はございませんか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） すみません、あと1点だけ。

今の菅原委員の話からも出ましたけれども、要求水準書の話、この話につきましては、その内容について、神鋼環境ソリューション側のほうが応札しなかった理由に大きな影響があったというお話です。その中で、告発文書の中には、神鋼が努力した営業内容の数々が荏原側に漏えいをされた。そこで要求水準書には提案した内容が何ら反映をされなかった。そして、組合議会に示された資料には不適切に何か所も改ざんされた形跡があったというふうに書かれているんですが、この要求水準書については、この書類を見ますと、不適切に何か所も改ざんされたり、情報が漏えいした結果であるというふうに論じられているようにも思うんですけども、その事実に関して清水証人は何か。

○証人（清水良三君） 僕はその件については、分かりません。

○委員長（丹尾廣樹君） よろしいですか。

木村委員。

○14番（木村愛子君） もう一つ、ちょっと確認させてください。

清水証人さんが発言された中に、荏原の下請けに入らないかという市長からの電話が、11月の日曜日の夜、あったと。そして、できれば、月曜日のお昼までに返事をくれと。オタ建設も入ってやってくれんかというような、それに関しては、佐々木市長から直接

に清水証人さんに電話が入ったということですか。

○証人（清水良三君） はい。

○14番（木村愛子君） 森川さんと月曜日に清水組の本社のところで話をされて、11時50分頃に断ったと。そういうことはできんということで、できないというお断りを、また佐々木市長のほうに直接されたと。

○証人（清水良三君） はい。

○14番（木村愛子君） 私の記憶では、令和3年11月28日の日曜日の夜にお電話があつて、29日に下請けは断られているようなことだろうと。日程的なところは日曜日、しっかり符合します、そこで。

○証人（清水良三君） 日曜日の晩でないさ。日曜日の晩、僕ら集まったで、朝方ではないかな。日にちは、もう覚えていない、日曜日と月曜日は覚えています。

○14番（木村愛子君） 月曜日にお返事をしたということですね。

そこらあたりが、入札参加資格確認申請書類の受付が始まって、組合議会のほうでも、一旦、事業がちょっと中断したり、そこらあたりのところからずっと始まってきていて、やっぱり参加資格の確認、入札の参加資格で、もう荏原さんしか出てきていないんじゃない——私は組合事務局内部のことは分かりませんが、組合議会の議員でおりましたので、そこらあたりの時系列的な経緯を把握しておりますので、確認させていただきました。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 下請要請の話ですけども、電話で市長からあったという、その件ですけども、これも市長の答弁の中に、清水組のほうから、要するに下請けに入らせてもらえないかという話を持ってきたという言い方をされたんです、実は。今、清水証人からは、市長からそういう電話があったというようなことなので、これも本当に真反対なんです。先ほど、会長さん言われたように、真実の一つであるというようなことでおっしゃいましたけども、これもまさしくそうですね。

○証人（清水良三君） はい、間違いありません。

○10番（奥村義則君） 分かりました。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに関連質問、ほかの委員さんありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ないようですので、それでは、以上で、清水良三氏に対する尋問は終了いたします。

本日は長時間にわたって御証言をいただきまして、誠にありがとうございました。

○証人（清水良三君） どうもありがとうございました。

○委員長（丹尾廣樹君） 退室いただいて結構です。御苦労さまでした。

○証人（清水良三君） 退室

○委員長（丹尾廣樹君） それでは次に、協議事項2、その他でございますけれども、何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 特にないようですので、終結いたします。

それでは、以上で本日の協議事項は全て終了となります。

以上で、第7回100条調査特別委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

閉会 午前10時50分